

# 平成22年度 政策評価書（中間段階の事業評価）

担当部局：防衛政策局調査課  
実施時期：平成22年 8月

- 1 事業名：各国防衛駐在官の配置について
- 2 政策体系：情報収集・情報保全
- 3 事業の概要：防衛駐在官は、我が国の安全に資する軍事情報の収集等を任務としており、駐在国において、軍・国防関係者や各国の駐在武官等との交流を通じ、各種の軍事情報の収集や分析・評価等を日常的に行っている。また、近年、防衛協力・交流や国際平和協力活動の分野においても重要な役割を果たしている。
- 4 所要経費：外務事務官としての処遇等に従って経費を支出。  
(参考：外務省定員49名（行(一)8級×1、行(一)7級×20及び行(一)6級×28))

## 5 政策評価の結果

### (1) 必要性

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応など各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を事前に察知し、迅速・的確な情報収集や分析を行うことがより一層求められており、我が国の安全保障の観点から、より広範かつ総合的な情報能力が必要となっている。このため、防衛省では、情報収集手段の多様化を図っているところであるが、このうち防衛駐在官は、自衛官の身分を活用して、駐在国の軍・国防関係者や各国の駐在武官等との交流を通じて各種の軍事情報の収集等を行っており、国外における重要ないわゆる人的情報収集手段となっている。

防衛駐在官が収集する情報は、駐在国の軍人等から直接入手する人的情報であり、その性質から、他の情報収集手段により代替できるものではなく、このことを踏まえれば、防衛駐在官による情報収集活動は今後も引き続き行っていく必要がある。

また、冷戦終結後、防衛当局者間の対話や交流等を通じて相互の信頼関係を深めることで、無用な軍備増強や不測の事態の発生とその拡大を抑えることが重要との認識が拡大している。特に近年では、安全保障環境の改善に向けて積極的に取り組むため、防衛協力・交流の進展に伴い、防衛当局間協議や艦艇等の訪問を含めた部隊交流等の機会が増加しており、防衛駐在官は、これらの取組のために必要な相手方の国防当局との各種の調整にあたっている。これらの調整は、駐在国において防衛省を代表する防衛駐在官が行うことによって、防衛協力・交流に係る様々な取組を円滑に行うことができ、実効性のあるものとする事ができる。

なお、軍事専門的知見を有する防衛駐在官による駐在国における人的情報収集や各種の調整等については、その業務の内容を鑑みれば、他に代替手段は無い。

### (2) 効率性

現在、36大使館と2代表部に合計49名の防衛駐在官を派遣している。このうち同盟国であるアメリカ合衆国に最多の6名を派遣しているのをはじめ、中華人民共和国、大韓民国、ロシア連邦にも複数の防衛駐在官を派遣している。特に、平成7年度及び平成12年度に在国大使館の防衛駐在官を増員し、平成11年度には在韓国大使館の防衛駐在官についても増員するなど、我が国の安全保障にとって重要と判断する国に対して防衛駐在官を手厚く配置することとしている。

また、国際平和協力活動への積極的な取組に伴い、平成11年度にシリア・アラブ共和国、平成13年度に国際連合代表部、平成17年度にクウェート国、平成20年度にスーダン共和国等にそれぞれ防衛駐在官を新たに派遣するなど、自衛隊の部隊等による国際平和協力活動を円滑に行うために重要な国等を選定して効率的な派遣に努めている。

一方、現在の防衛駐在官の派遣国全体を見渡すと、近年の安全保障環境の変化等を踏まえ、また、昨今の厳しい財政事情により防衛駐在官の定員についても制約を余儀なくされていることをかんがみれば、より効率的な防衛駐在官の配置について検討・検証の余地がある。

### (3) 有効性

各国等へ派遣された防衛駐在官は、駐在国において、各種の軍事情報を収集し、必要に応じて分析・評価等を加えた上で、我が国へ伝達している。我が国へ伝達された情報は、防衛省において防衛政策や自衛隊の運用等に関する施策についての企画・立案及び実施のために適切に活用されており、防衛省における必要不可欠な情報収集手段として有効である。

中国や韓国、ロシア、アジア各国といった我が国の近隣諸国へ派遣している防衛駐在官については、我が国の安全保障上重要な軍事情報の収集に加え、近年の防衛協力・交流の進展に伴い、増加傾向にある防衛当局間協議や艦艇等の訪問を含めた部隊交流等に必要な各種の調整にあたっている。これらの調整は、駐在国において防衛省を代表する防衛駐在官が行うことによって、防衛協力・交流に係る様々な取組が円滑に行うことができ、その結果、我が国周辺の安全保障環境の改善のためのこれらの取組の実効性を高めることに寄与している。

さらに、国際平和協力活動への積極的な取組に伴い、中東方面を中心に防衛駐在官を新たに派遣するなどし、各々の国際平和協力活動の円滑な遂行に必要な情報支援等の所要を満たすことが可能となっている。

一方、現在の防衛駐在官の派遣国全体を見渡すと、現下の防衛政策や自衛隊の運用等に関する施策についての企画・立案及び実施に必要な情報収集ニーズや防衛協力・交流等の進展に伴う防衛駐在官の役割の変化などに、より適切に対応し得る配置であるか否か検討・検証の余地がある。

## 6 事業実施の効果等

### (1) 事業実施の効果

#### ア 得ようとした効果

防衛駐在官が派遣国において、駐在国の軍・国防関係者や各国の駐在武官等との交流を行うことで、各種の軍事情報の収集や分析・評価等を日常的に行い、我が国に伝達すること。さらに、円滑な防衛協力・交流、国際平和協力活動等に寄与すること。

#### イ 達成された効果

防衛省における防衛政策や自衛隊の運用等に関する施策についての企画・立案及び実施のために必要な各種の軍事情報については、現在、36大使館と2代表部に派遣されている合計49名の防衛駐在官が駐在国の軍・国防関係者や各国の駐在武官等との交流を通じて収集し、必要に応じて分析・評価等を加えた上で、防衛情報として防衛省に伝達している。

また、近年の防衛協力・交流等の進展に伴い、防衛当局間協議や艦艇等の訪問を含めた部隊交流等に必要な各種の調整について、当該国に派遣された防衛駐在官が防衛省を代表して行うことにより、防衛協力・交流等が円滑に行われることを可能としている。

### (2) 課題等への対応

#### ア 課題、問題点等

① 防衛駐在官の現在の配置について、我が国の安全保障に関わる情報収集の観点にお

いてはおおむねバランスの取れた配置となっている一方で、現在の防衛駐在官の派遣国全体を見渡すと、近年の情報収集ニーズの変化や防衛協力・交流等の進展に伴う防衛駐在官の役割の変化等を踏まえ、現在の配置の適正性や新規の配置の必要性がないか検証・検討していく必要がある。

- ② 防衛駐在官が派遣されていない国に対する新規派遣に関しては、昨今の厳しい財政事情により防衛駐在官の定員についても制約を余儀なくされていることから、新規純増派遣を行うことが困難で、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドが基本となっており、適時適切な配置を行うことを困難としている。

#### イ 要因分析

##### ①について

防衛駐在官の具体的な配置に関しては、冷戦期においては、軍事情報の収集を目的として、一つの考え方として、我が国の防衛に直接影響を及ぼす可能性がある国及びその周辺国に重点的に派遣してきた。また、近年では、自衛隊の運用上の個別のニーズに応じて派遣が必要となった国に新規派遣を行ってきた。そのような中、防衛政策や自衛隊の運用等に関する施策についての企画・立案及び実施に必要な情報収集ニーズが変化するとともに、国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにするための取組として、グローバルに広がる防衛協力・交流等の進展が益々顕著となっており、それに伴い防衛駐在官の役割も変化してきている。このため、近年の情報収集ニーズの変化や防衛駐在官の役割の変化などを踏まえた国への配置が、より求められるようになった。

##### ②について

防衛駐在官の派遣に際しては、防衛省から外務省へ事務官等定員を振り替え、当該定員に自衛官を配しているが、昨今の厳しい財政事情の中、事務官等定員については総人件費改革の議論等において新規純増が困難な状況にあり、このため事務官等定員の枠を活用する防衛駐在官の新規純増派遣についても困難となった。このような状況から、防衛駐在官が派遣されていない国に対する新規派遣を行う場合には、基本的には現在の派遣人数の枠内において派遣先国の振替を行う、スクラップ・アンド・ビルドにより対応せざるを得なくなった。このような事情から、防衛駐在官の派遣を取りやめる国が無い限り新規派遣は難しく、このことが新たな防衛駐在官の派遣ニーズに対応した配置見直しの柔軟性を低下させている。

また、防衛駐在官の新規派遣の財源とするために既配置国のスクラップを決定するに当たっては、人事管理上の観点から防衛駐在官の交代時期（3年ごと）を考慮する必要があることも、配置見直しの柔軟性を低下させる一因となっている。

#### ウ 改善事項

防衛駐在官の具体的な配置としては、情報収集ニーズの変化や、防衛協力・交流等の進展は近年益々顕著となっており、それに伴う防衛駐在官の役割の変化などに対応した新規派遣の必要性を検討するとともに、冷戦期の考えに基づき配置された国への継続的な派遣の必要性について検証していく。

また、防衛駐在官の適時適切な新規派遣のために、派遣国のスクラップ・アンド・ビルドなどにより適切な定員の確保に努めながらも、防衛駐在官の役割の重要性に鑑み、可能な限り新規純増派遣についても追求していく。

#### (3) 実施の時期

昭和29年に防衛駐在官を派遣して以降現在まで

## 7 総合的評価

防衛駐在官は、従来から、我が国の安全に資する軍事情報の収集等を主な任務としているが、駐在国の軍・国防関係者や各国の駐在武官等との交流を通じて各種の軍事情報を収集し、必要に応じて分析・評価等を加えた上で、我が国へ伝達し、防衛省における防衛政策や自衛隊の運用等に関する施策についての企画・立案及び実施のために適切に活用されてきてお

り、国外における重要な人的情報収集手段となっている。特に、防衛駐在官が収集する情報は、駐在国の軍人等から直接入手する人的情報であり、その性質から、他の情報収集手段により代替できるものではなく、このことを踏まえれば、防衛駐在官による情報収集活動は今後も引き続き行っていく必要がある。

また、近年では、防衛協力・交流等の進展に伴い、防衛当局間協議や艦艇等の訪問を含めた部隊交流等の機会が増加しており、防衛駐在官は、これらの取組のために必要な相手方の国防当局との各種の調整にもあたっている。これらの調整は、駐在国において防衛省を代表する防衛駐在官が行うことによって、防衛協力・交流等に係る様々な取組が円滑に行われることを可能にしている。その結果、我が国周辺の安全保障環境の改善のためのこれらの取組の実効性を高めることなどに寄与している。

一方、防衛駐在官の配置については、情報収集ニーズの変化、情報収集の効果、防衛駐在官の役割の変化等を踏まえ、継続的に、新規派遣の必要性の検討、現在の派遣国への継続的な派遣の必要性の検証が必要である。

現在の防衛駐在官の派遣国全体を見渡すと、現下の防衛政策や自衛隊の運用等に関する施策についての企画・立案及び実施に必要な情報収集ニーズや防衛協力・交流等の進展に伴う防衛駐在官の役割の変化などに、より適切に対応し得る配置に見直していく必要がある。

## 8 政策等への反映の方向性

防衛駐在官の配置については、情報収集ニーズの変化、情報収集の効果、防衛駐在官の役割の変化等を踏まえ、継続的に検討・検証を行っていく。

防衛駐在官の具体的な配置については、現下の情報収集ニーズにより適切に対応したものに見直していく。また、冷戦期の情報収集ニーズに対応した派遣国については、継続的な派遣が必要か検証し、場合によっては派遣を停止する。さらに、近年の防衛協力・交流等の進展に伴う防衛駐在官の役割の変化等を踏まえ、それにより適切に対応した派遣国に見直していく。これらの見直しの際には、出向先となる外務省とも適切に連携して行っていく。

## 9 その他の参考情報

- ・防衛駐在官の派遣状況・・・・・・・・・・別紙1
- ・近年における防衛駐在官の派遣状況・・・・・・・・別紙2
- ・二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）・・別紙3
- ・諸外国との定期的な実務協議の実施状況・・・・別紙4